

監査公表第 10 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（学校現地監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年11月27日

敦賀市監査委員 安 久 彰  
同 中 村 淳

## 平成27年度定期監査（学校現地監査）に係る結果報告

### 1 監査の実施日

平成27年8月6日（木）

### 2 監査の対象

杓見小学校、角鹿中学校、咸新小学校における平成26年度の現金の取扱い状況、備品の管理状況、理科教材薬品の管理状況等

### 3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各学校等における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

各学校における現金の収納状況、消耗品の購入状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

#### (1) 給食費などの取扱いについて

集金袋に記載されている金額と現金の確認をするとともに、集金袋の記載欄には、受領日、受領印など漏れが無いよう点検に努められたい。

#### (2) 消耗品等の支払いについて

日付、発行者印が無い請求書が見受けられるので、業者に対して改善を求めるとともに、納品日から請求日まで相当な期間が空かないよう支払いに努められたい。

#### (3) 購買の管理について

会計処理については、職員が共通認識のもとで管理をしていただき、在庫についても、数量など把握が出来る対策を講じられたい。

#### (4) 現金の保管について

現金は、なるべく長期間金庫に保管せず、預金又は早期の支払いなどに努められたい。

(5) 備品台帳について

廃棄ができる備品については、速やかに決裁を行い、備品台帳からの削除を講じられたい。また、今後において他校からの所管替えによる備品については、備品台帳への追加を講じられたい。